

第 6 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書
第 2 次 変 更 計 画
(変 更 部 分 の み)

(富 士 森 林 計 画 区)

計 画 期 間 自 令 和 3 年 4 月 1 日
 至 令 和 8 年 3 月 31 日

関東森林管理局

富士森林計画区の第6次国有林野施業実施計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

1 既に計画している箇所以外の荒廃溪流において保安施設を追加するため、治山事業の数量を変更する。

2 「社会貢献の森」を分割し一部の設定を解除、解除した箇所を「多様な活動の森」として1か所追加設定することとし、「その他必要な事項」を変更する。

なお、本変更計画は、令和5年4月1日から適用する。

【変更項目】

4 治山に関する事項

位 置 (林 班)	市 町 村	区 分	工 種	計 画 量
5、12、19、27、62、68、 161、165、166、169～171	富 士 宮 市	保 安 施 設	溪 間 工	13か所
568	御 殿 場 市	保 安 施 設	溪 間 工	1か所
491、492、495、496、 518～520、523～525、 530～536、546～551	小 山 町	保 安 施 設	溪 間 工 山 腹 工	20か所 14か所
合 計		保 安 施 設		48か所

(注) 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できるものとする。

8 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

(本文省略)

(2) フィールドの提供

対象地（林小班）	設定の目的	備 考
155ろ 160り 161と2、ち1～ち9、た 1、た2	ふれあいの森 (富士山自然の森)	設 定：平成10年4月 実施主体：特定非営利活動法人 富士山自然の森づくり 面 積：11.92 ha

161ろ3、ほ 166ろ2	ふれあいの森 (富士山クラブ西臼塚 ふれあいの森)	設 定：平成12年9月 実施主体：特定非営利活動法人 富士山クラブ 面 積：1.77 ha
156ら2 157ほ 162た、れ 170へ、と1、ち	ふれあいの森 (富士山どングりの 森)	設 定：平成13年4月 実施主体：特定非営利活動法人 どングりの会東京 面 積：4.35 ha
471 い	ふれあいの森 (ゼファーの森)	設 定：平成19年8月 実施主体：特定非営利活動法人 富士山ナショナル・トラスト 面 積：1.49 ha
482い16	社会貢献の森 (東富士湧水涵養の森)	設 定：平成13年4月 実施主体：柿田川・東富士の地下水を守る 連絡会 面 積：4.92 ha
199よ1	社会貢献の森 (ブナ林創造事業)	設 定：平成14年6月 実施主体：富士マウントライオンズクラブ 面 積：0.17 ha
200た	社会貢献の森 (富士山森の復元活動)	設 定：平成15年6月 実施主体：特定非営利活動法人 山の自然学クラブ 面 積：4.56 ha
546ろ2	社会貢献の森 (どングりの森)	設 定：平成18年2月 実施主体：特定非営利活動法人 どングりの会東京 面 積：1.98 ha
200と	社会貢献の森 (富士山の森再生プロジ ェクト)	設 定：平成19年4月 実施主体：特定非営利活動法人 どングりの会東京 面 積：4.41 ha
<u>161ろ4、れ</u> <u>166へ、ぬ、る</u> <u>171い、ち、る、か、</u> <u>よ、れ1、れ2、や、</u> <u>ま、け、ふ、こ1、こ</u> <u>2、え、あ</u>	社会貢献の森 (富士山まなびの森)	設 定：平成28年2月 実施主体：住友林業株式会社 面 積： <u>34.34 ha</u>
184ろ 196い4	遊々の森 (富士山麓ブナ林創造事 業)	設 定：平成18年12月 実施主体：富士市 面 積：3.21 ha
<u>161ろ1、ろ2、</u> <u>162い、へ、と、ち</u> <u>166ろ1、は、に、ほ、</u> <u>と、ち、り、わ、か</u> <u>167い、ろ</u> <u>171い、ろ2、へ、り、</u> <u>ぬ、わ、か、よ、た、</u> <u>そ、つ、ね、ふ、こ2</u>	<u>多様な活動の森</u> <u>(富士山まなびの森)</u>	設 定： <u>令和4年4月</u> 実施主体： <u>住友林業株式会社</u> 面 積： <u>61.23 ha</u>